

▽代理で申告書を出す場合には、委任状が必要となります。

申告者本人が来場できない際に、代理で家族の方などが申告書を出す場合には、委任状で「代理権の確認」を行います。委任状は任意の用紙でかまいませんが、次の事項を記載したものを持参してください。

- ① 代理人の住所、氏名、生年月日
- ② 委任した内容(確定申告書の提出など)
- ③ 委任した日付
- ④ 委任者の住所、氏名、生年月日、電話番号
- ⑤ 委任者の押印(スタンプ式は不可)

▽確認を行う際の具体的な持ち物

- (例1) 申告者Aが作成した申告書を、申告者Aが提出する場合
  - ① Aの番号確認書類(Aの個人番号カードなど)
  - ② Aの本人確認書類(Aの運転免許証など)
- (例2) 申告者Aが作成した申告書を、Aの妻であるBが提出する場合
  - ① Aの番号確認書類(Aの個人番号カードなど)
  - ② Bの本人確認書類(Bの運転免許証など)
- (例3) 申告者Aが作成した申告書を、郵送で提出する場合や申告会場および税務課窓口の税務署への直接

投函箱に投函する場合

- ① Aの番号確認書類の写し(Aの個人番号カードの写しなど)
- ② Aの本人確認書類の写し(Aの運転免許証の写しなど)

申告に持参するもの

- ① 申告書(税務署から届いている場合※発送に関しては税務署にお尋ねください。)
- ② 申告者の個人番号が確認できる書類(前述をご参照ください。)
- ③ 本人確認書類(前述をご参照ください。)
- ④ 委任状(必要な場合のみ)
- ⑤ 印鑑(スタンプ式不可)
- ⑥ 給与・年金の源泉徴収票(原本※) ※源泉徴収票を紛失した場合は申告には必ず原本が必要です。支払者(職場など。年金は、年金の支払者に再発行してもらったうえで、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。)
- ⑦ 社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書など
- ⑧ 生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書
- ⑨ 営業・不動産・農業所得のある方は、収支内訳書(あらかじめ作成してご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)

⑩ 医療費控除または創設されたセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける方は、7ページをご参照ください。

- ⑪ 雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書
- ⑫ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など
- ⑬ 還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号がわかるもの

年金所得者にかかる確定申告の不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。

※この場合でも、還付を受けるための確定申告書を提出することができません。また、この制度により所得税の確定申告をしない方のうち、給与と所得・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある方、「公的年金等の源泉徴収票」の控除内容に変更または追加のある方は、市県民税の申告が必要です。

申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

▽医療費控除または創設されたセルフ

メディケーション税制の適用を受ける場合

詳しくは、7ページをご参照ください。

▽年末調整を受けていない場合

年の途中で退職し、再就職しなかった場合など。

自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、申告会場および税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。(申告期間中のみの設置) 青色決算書・白色収支内訳書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算でわからないことは、事前に市役所および税務署にお尋ねください。

次の方は津島税務署の確定申告会場(津島商工会議所)で申告をください

- ・ 土地・建物・株などを売却された方
- ・ 贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・ 青色決算書・白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
- ・ 住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- ・ 平成29年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方

医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

従来の医療費控除との選択制で、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防を目的とした取組(※特定健診やインフルエンザ予防接種などの受診を明らかにする証明書の添付または提示が必要です。)を行った場合に、スイッチOTC医薬品(医療用から転用された医薬品)の購入費に対して控除を受けられるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まりました。

Q 1つの領収書が対象ですか?

A 平成29年1月1日から12月31日に支払ったものが対象です。

Q 誰の分が対象になるのですか?

A 申告者(自身と申告者と生計を一にする配偶者その他親族のもの)が対象です。

Q 具体的な計算方法は?

A 下表をご参照ください。

Q 領収書の取扱方法は?

A 平成29年分から領収書の提出が不要となりました。その代わりに医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制の明細書)を計算し、記載のうえ添付する必要があります。(健康保険組合などがあります。)健康保険組合などが発行する医療費通知の添付により明細書の記載を省略できます。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは提示や提出の必要があります。

計算方法について

従来の医療費控除

総所得金額等 200万円以上の方	1年間に支払った医療費	保険金などで補填される金額	10万円	控除額は最高200万円まで
200万円未満の方	1年間に支払った医療費	保険金などで補填される金額	総所得金額等×5%	

セルフメディケーション税制

1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費	保険金などで補填される金額	12,000円	控除額は最高88,000円まで
-------------------------	---------------	---------	-----------------

医療費控除の対象

医師または歯科医師の診察費や治療費、治療や療養に要する医薬品の購入費、おむつ代(※医師の証明書など必要)、出産に係る費用、発育段階にある子どもの歯列矯正費用など

セルフメディケーション税制の対象

薬局などで購入した定められた有効成分を含むスイッチOTC医薬品の購入費(薬のパッケージの印や領収書の表示、詳しくは厚生労働省のホームページなどをご参照ください。)

例) かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、腰痛の貼付薬など ※全ての医薬品が対象ではありません。

【津島税務署からのお知らせ】

所得税、個人事業者の消費税 および贈与税の申告会場を津島商工会議所で開設します

▼開設期間

2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は休みですが、2月18日(日)・25日(日)に限り開設いたします。)

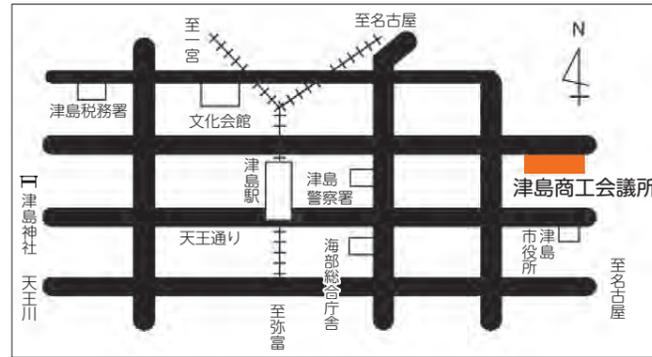
※開設期間中、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行ってまいりますので、津島商工会議所申告会場にお越しください。

▼開設時間

午前9時～午後5時 (申告書の作成には時間を要します。受付終了時刻の午後4時までにお越しください。ようお願い申し上げます。なお、会場の混雑状況により案内を早めに終了する場合があります。)

▼ところ

津島商工会議所 (津島市立込町4丁目1-4番地) 津島税務署 261-2161 電話は自動音声で案内しています。音声案内に従って操作してください。



・名鉄 津島駅より徒歩20分 津島市役所より徒歩3分

確定申告書の発送については、直接、津島税務署へお問い合わせください。(市役所では受け付けていません。)